



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 役所で働いている弟が、年金がこれから減るのではないかと聞いていました。このような時代ですから仕方がないと思いますが、どうしてでしょうか？

A1 平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱について」を踏まえた「被用者年金一元化法」により、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました。共済年金が厚生年金に統一されたので、弟さんは年金が減るのではないかと心配しているのでしょうか。実際に年金がどうなるかは個別の事情にもよります。改正の仕組みについてお話ししましょう。

年金のしくみは家に例えますと、1階部分は自営業や主婦などが加入する国民年金の「基礎年金」、2階部分は会社員等が加入する厚生年金や公務員等の退職共済年金で「被用者年金」と言います。さらに民間大手企業では3階部分の「企業年金」に加入している会社もあります。中小企業ではほとんど加入していませんが・

この度「国家公務員共済組合」「地方公務員等共済組合」「私立学校教職員共済」が厚生年金と統合されました。18年前(平成9年)にJRやNTTの民営化に伴い「JR共済」「JT共済」「NTT共済」が統合されたのを覚えていますか？本年の改正で、国は長年かかって「被用者年金」をすべて一元化することができました。

公務員は年金が手厚いと聞いたことがあると思いますが、民間大手企業が加入している「企業年金」にあたる「職域部分」の年金が加わっているから年金の受給額も大きいのです。弟さんはこの共済年金にある3階部分(職域部分)もなくなると思っているのではないのでしょうか？

今後は、共済年金の保険料と厚生年金の保険料が統一されます。そして共済年金の3階部分の「職域部分」は廃止されますが、その代わりに職域部分に変わる【年金払い退職給付】が新たに始まることとなります。

老齢・退職年金給付は図のように、退職共済年金をサラリーマンと同じ老齢厚生年金とし、残った部分を「年金払い退職給付」とに分けました。

	公務員及び私学教職員	
	27年9月まで	27年10月から
3階部分	退職共済年金 (職域加算含む)	年金払い退職給付
2階部分		老齢厚生年金
1階部分	老齢基礎年金	老齢基礎年金

今後は、加入期間中の報酬と加入期間が同じ場合、3階部分の職域部分を除けば「民間サラリーマン」と「公務員及び私学教職員」が受給する年金は同額になります。

新しい『年金払い退職給付』の概要は次のとおりです。

- ◆年金の半分は有期年金、半分は終身年金とする。
- ◆有期年金は10年又は20年支給の選択。
(一時金の選択も可)
- ◆本人死亡の場合終身年金部分は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ◆公務に基づく負傷又は病気で障害になった場合や死亡した場合には、公務上障害・遺族年金を支給する。(労災と同じ)
- ◆服務規律維持の観点から、信用失墜行為などに対する支給制限措置を導入。
- ◆毎月の保険料を通常の保険料とは別に積立し、付与額と利子の累積額を給付する仕組み。
公務員はやはり、民間大手企業と同じような福利厚生があると考えて良いでしょうね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980